



平成 24 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹  
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭  
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 ( 代 表 )

### 第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 13 日付「第三者調査委員会の委員選任に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、会計処理の疑義の有無について把握するため、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日公表）」に基づき、当社と利害関係のない専門家による第三者調査委員会を設置することとし、委員の選定を行いました。

本日、第三者調査委員会の委員の審議に基づき、委員長を大塚和成氏と定め、第三者調査委員会の調査期間、調査対象、調査方法等の詳細が決定されましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 1. 第三者調査委員会の調査の目的及び対象、方法等

##### (1) 調査の目的

- ① 当社による下記(2)①②の行為（以下「調査対象行為」といいます。）についての事実関係の調査
- ② 当社の調査対象行為に係る会計処理が、会計ルールに違反するか否かについて、当社取締役会への答申
- ③ その他、当社の会計処理とその開示のあり方についての調査及び答申

##### (2) 調査の対象

- ① 当社が保有する物件のプロジェクトを推進するにあたって、平成 23 年 2 月期から平成 24 年 2 月期までの期間において行ってきた当社の会計処理のうち、当局の捜査の対象となっている可能性が認められるものとして当社が個別調査を要請した行為
- ② 調査対象行為に類似する行為の有無
- ③ その他第三者調査委員会が調査を必要と認めた一切の行為（疑義を避けるため、当該行為の調査を当社が拒絶することはできないものとします。）

※ 個別調査の要請の詳細に関しては、本日付けの「第三者調査委員会への個別調査の要請に関するお知らせ」をご参照ください。

### (3) 調査の方法等

第三者調査委員会による調査方法は、上記日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しております。また各委員の当社及び当社株主からの中立性・独立性は確保されております。なお、第三者調査委員会の委員のうち、大塚和成弁護士（二重橋法律事務所）は、これまでに増資に係る第三者委員会の委員をお願いした経緯はありますが、本第三者調査委員会の委員の選定の時点で、当社との間で顧問契約を含め、一切取引をした事実はないため、独立性は確保されています。

また、第三者調査委員会の独立性、中立性を確保するため、第三者調査委員会の調査及び答申内容について当社はプレスリリース等により公表することとしており、また、当該調査及び答申に対する当社ないし当社関係者の妨害等があった場合には、第三者調査委員会の要請によりその事実等を当社に対しプレスリリースにより開示すること等を義務づけ、さらに、当社がこれらを拒否した場合には、東京証券取引所への通報や株主の皆様への直接的な通知等ができる権限を第三者調査委員会に付与しております。

さらに、第三者調査委員会の調査の公正性・実効性を担保するため、第三者調査委員会が独自に必要なに応じて当社の費用で、弁護士、公認会計士、税理士、デジタル調査の専門家等の各種専門家を起用することができる権限を付与しております。なお、第三者調査委員会からは、当該権限に基づき、当社の顧問とは別に、第三者調査委員会の調査補助者として、ZECO0 パートナーズ株式会社及び二重橋法律事務所を起用する予定である旨の報告を受けております。

## 2. 今後のスケジュール

- ・ 第三者調査委員会の委員選定、調査開始 平成 24 年 12 月 13 日（木）
- ・ 当社による個別調査の要請 平成 24 年 12 月 17 日（月）
- ・ 上記個別調査に係る中間の調査報告書の提出 平成 24 年 12 月下旬（予定）
- ・ 上記個別調査に係る最終の答申書の提出 平成 25 年 1 月下旬（予定）

## 3. 当社としての対応

当社取締役会としては、当社役職員及び関係者に対するヒアリング、調査の対象に関する資料の提供その他第三者調査委員会が必要とする一切の調査に対して全面的に協力するとともに、第三者調査委員会の調査及び答申の内容につきましては、株主の皆様にお知らせいたします。

また、当社は、当社の役員、従業員が第三者調査委員会に対して全面的に協力することができるよう、当社の役員、従業員に対し、第三者調査委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を業務上の義務として命じ、これを周知、徹底するとともに、かかる協力を理由として如何なる不利益も被らせないものとし、その身分保障に必要な措置を講じる予定です。

なお、第三者調査委員会による、これらの調査及び答申の結果、当社における会計処理及びその開示内容について是正すべきか又は是正するのが好ましいと認められると判断した場合には、第三者調査委員会の勧告等に従い、速やかに必要な是正措置を講じる予定です。

以 上